

## 第131号議案

### 令和元年度群馬県団地造成事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和元年度群馬県団地造成事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和元年度群馬県団地造成事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 団地造成事業費用	6,681,974千円	710千円	6,682,684千円
第1項 営業費用	6,636,201千円	710千円	6,636,911千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,523,462千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,523,996千円」に、「過年度分損益勘定留保資金1,466,804千円」を「過年度分損益勘定留保資金1,467,338千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 団地造成事業資本的支出	2,590,662千円	534千円	2,591,196千円
第1項 土地造成費	1,499,981千円	534千円	1,500,515千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1) 職員給与費	311,379千円	1,244千円	312,623千円

令和元年11月26日提出

群馬県知事 山本 一 太